

ルーピンの里「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第 4677200034 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

- 契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
 - ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 - 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 事故発生対応について
8. 虐待防止の為の措置
9. 苦情の受付について
10. 重要事項説明書付属文書
11. 加算について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 福寿会
- (2) 法人所在地 鹿児島県肝属郡東串良町池之原 2077 番地 1
- (3) 電話番号 0994-63-0700
- (4) 代表者氏名 理事長 福留 利郎
- (5) 設立年月 平成 6 年 5 月 20 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 社会福祉法人福寿会が開設するルーピンの里居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の居宅介護支援事業の従業者が、要介護者等に対し、居宅において自立した質の高い日常生活が送れるように、介護相談及び介護計画の作成などの支援を行うことを目的とする。

- (3) 事業所の名称 ルーピンの里 居宅介護支援事業所
平成 12 年 1 月 27 日指定 鹿児島県 4677200034 号
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県肝属郡東串良町池之原 2077 番地 1
- (5) 電話番号 0994-63-0700
- (6) 事業所長(管理者)氏名 立山 みどり
- (7) 当事業所の運営方針 *別紙の通り
- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日
- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- [介護老人福祉施設] 平成 12 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200059 号
- [短期入所生活介護] 平成 12 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200059 号
- [介護予防短期入所生活介護] 平成 18 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200059 号
- [通所介護事業] 平成 12 年 2 月 15 日指定 鹿児島県 4677200067 号
- [介護予防通所介護事業] 平成 18 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200067 号
- [訪問介護事業] 平成 12 年 3 月 28 日指定 鹿児島県 4677200109 号
- [介護予防訪問介護事業] 平成 18 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200109 号
- [認知症対応型共同生活援助事業] 平成 15 年 4 月 20 日指定 鹿児島県 4677200117 号
- [認知症対応型共同生活援助事業] 平成 15 年 10 月 28 日指定 鹿児島県 4677000111 号
- [認知症対応型共同生活援助事業]

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 肝属郡東串良町、肝付町、鹿屋市、曾於郡大崎町
志布志市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	8時30分～17時45分
サービス提供時間帯	8時30分～17時45分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	兼務	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名		1名	1名	管理者（主任介護支援専門員）
2. 主任介護支援専門員	1名		1名	1名以上	主任介護支援専門員
3. 介護支援専門員	3名		3名	2名以上	介護支援専門員

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的に公正中立的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（インフォーマルサービス）が包括的に提供されるよう居宅サービス計画を作成します。

② 契約時の説明等

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、自由な選択が可能である事と、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能であることを説明します。

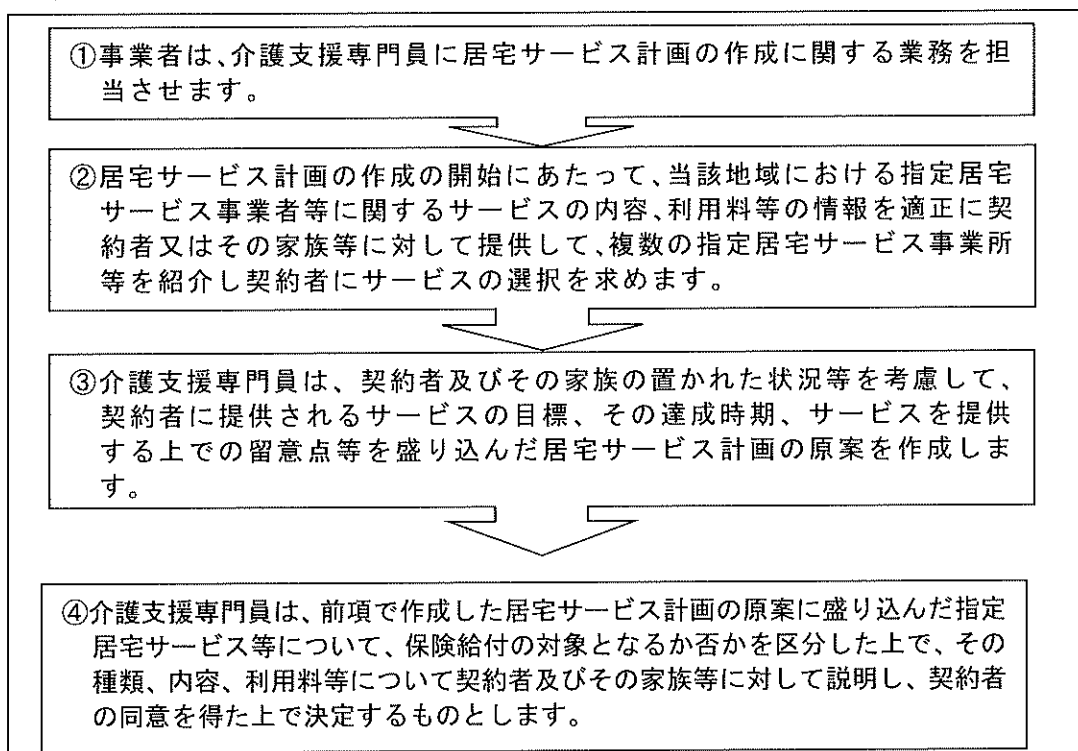
サービスを選択する為に、必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行います。

必要に応じ、提供開始時にケアマネジメントの公正中立性の確保を図る為、利用者、前

6か月間に作成した居宅サービス計画総数における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、同一事業所によって提供されたものが占める割合の説明を行います。

※利用状況については別添資料にて説明を行います。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



③ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

④ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護 1・2	要介護 3～5
10,860円	14,110円

※ 他加算等については料金表に記載

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ①事業所から、片道おおむね10キロメートル未満 200円
- ②事業所から、片道おおむね15キロメートル未満 300円
- ③事業所から、片道おおむね15キロメートル以上（5km増すごとに100円）

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日まで以下いずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|--|
| ①窓口での現金支払い
②下記指定口座への振り込み
鹿児島興業信用組合 大崎支店 普通預金 1336913
社会福祉法人 福寿会 居宅介護支援
理事長 福留 利郎 |
|--|

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

① 介護支援専門員の交替

事業者からの介護支援専門員の事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

③ 利用者の入退院時の対応

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を事前に当該病院又は診療所に伝えるよう利用者又はその家族に対し協力を依頼します。退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することが出来るよう医療機関との連携を図っていきます。

7. 事故発生への対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 虐待防止、身体拘束適正化の為の取り組み

虐待防止の指針に基づき、虐待の発生又は、その再発を防止する為の対策を講じる為、法人内に委員会を設置し、指針の整備と職員に向けた定期的な研修会を行っていきます。担当者（管理者）を定め虐待発生又は、再発を防止する為の委員会に参加し、虐待防止、身体拘束適正化への取り組み実施と、虐待を発見時には行政への通報を行い、ご利用者様の安全確保に努めていきます。

※各市町村相談窓口

東串良町福祉課福祉係	0994-63-3013
東串良町地域包括支援センター	0994-63-0930
大崎町保健福祉課介護福祉係	099-476-1111
大崎町地域包括支援センター	099-471-7828
鹿屋市高齢福祉課地域包括ケア推進係	0994-31-1116
肝付町福祉課福祉推進係	0994-65-8413
肝付町地域包括支援センター	0994-65-8419
志布志市役所志布志市健康長寿課	099-472-1111
志布志市地域包括支援センター	099-472-1111

9. 苦情・ハラスメントの受付について

(1) 苦情・ハラスメント受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○管理者 立山 みどり 主任介護支援専門員

○苦情受付窓口

【担当者】長谷川 守主任介護支援専門員・脇村 一郎 介護支援専門員

○第三者委員 遠矢 忠 新福 峰子 内村 正子

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 TEL0994-63-0700

8:30～17:45

また、事務所に苦情受け付けボックスを設置しています

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東串良町福祉課介護係	TEL0994-63-3131 受付時間 月～金 9時～17時
鹿屋市高齢福祉課地域包括ケア推進課	TEL0994-31-1116 受付時間 月～金 9時～17時
肝付町福祉課福祉推進係	TEL0994-65-8413 受付時間 月～金 9時～17時
大崎町保健福祉課介護福祉係	TEL0994-76-1111 受付時間 月～金 9時～17時
志布志市健康長寿課	TEL099-472-1111 受付時間 月～金 9時～17時
鹿児島県暮らし保健福祉部高齢者生き生き推進課	TEL099-286-2687 受付時間 月～金 9時～17時
大隅地域振興局地域保健福祉係	TEL099-52-2122 受付時間 月～金 9時～17時
鹿児島県国民健康保険団体連合会（国保連）	TEL099-206-1084 受付時間 月～金 9時～17時

10・＜重要事項説明書付属文書＞

(1) サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
 - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防総合サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

・(2) 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠

償額を減じる場合があります。

・(3) サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

①ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

②事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合